一　登録年月日　平成二十二年四月二十一日
二　登録番号　第一号
三　氏名又は名称　財団法人全国建設研修センター
四　住所　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
五　法人である場合の代表者の氏名　藤田　真
六　登録講習事務を行う事務所の所在地　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
七　登録講習事務を行う役員の氏名　藤田　真
九　登録講習事務を開始する年月日　平成二十二年五月十六日

○国土交通省告示第四百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
玖珠川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第百四十号で指定した土地の区域を除く。）
大分県玖珠郡九重町
大字田野字飯田河内山
九六〇番三　一号から四号まで
九六〇番三地先国有地　五号及び六号
大字町田字横山
三三二八番二地先国有地　七号から十二号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳴川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百七十八号で指定した土地の区域を除く。）
大分県玖珠郡玖珠町
大字森
字鳴川　三四〇〇番一　一号
三三九九番一　二号
三三八九番四　三号
字坊主岩　三三八六番二　六号
大字帆足字影平　一四〇〇番　四号
一四〇一番　五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
町野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田市大字東有田
字小原　三七三九番二
三七五一番
三七五二番二
三七五三番三
字奥ノ迫　三七五六番一及び三七五六番二
三七五九番から三七六一番まで
三七六二番一及び三七六二番二
三七六三番
三七六五番
三七六六番から三七七〇番まで
三七七二番
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
京一川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第五百十九号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）
大分県国東市国東町赤松
字迫　一五七一番　一号、二号及び七号
一五七〇番一　三号及び四号
一五四九番一　五号及び六号
字万才　一五四三番　八号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西川川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（昭和四十九年建設省告示第千二百五十四号で指定した第十号に掲げる土地の区域を除く。）
大分県日田市前津江町柚木字トン迫
二六九番
二七一番四
二七一番九
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢形処川
(二)　イ　次に掲げる土地
砂防法第二条の土地の表示
大分県中津市耶馬溪町大字大野字ヲツガ
三六九五番及び三六九六番
三六九八番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から津民川合流点までの区間の矢形処川の中心線から左岸十メートル右岸十五メートルまでの土地の区域
大分県中津市耶馬溪町大字大野
字ヲツガ　三六九六番　一号
三六九五番　二号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
楠屋中川及び楠屋川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（平成十三年国土交通省告示第二百五十五号で指定した第二号に掲げる土地の区域を除く。）
大分県津久見市大字長目
字屋敷　二四五三番から二四五九番まで
字村奥　二四八三番一
二四八四番一
二四八五番一
二四九三番及び二四九四番
二四九九番及び二五〇〇番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成十三年国土交通省告示第二百五十五号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県津久見市大字長目
字屋敷　二四三二番　一号
二四三三番　二号
二四四〇番　三号及び十九号
二四四九番　四号、五号及び十八号
二四五一番　六号
二四五四番　七号
二四四四番一　十号から十二号まで
二四四二番　十三号及び十四号
二四四三番　十五号
二四四七番　十六号及び十七号
二四四一番　二十号から二十二号まで
字楠屋奥　二四六六番一　八号
字村奥　二四八四番一　九号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
琴釣川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第千七百八十九号で指定した土地の区域を除く。）
大分県速見郡日出町大字豊岡
字カラ谷　二二〇五番一　一号
二二八三番二　二号
二二〇三番　三号
二二九七番　四号
字山口　二二七五番一　五号及び六号
二二七二番二　七号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
湯ノ坪川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十四年建設省告示第八百七号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）
大分県由布市湯布院町川上字重見
一二七〇番七
一二七〇番三一

○国土交通省告示第四百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
日暮沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から百三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と百三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県桐生市川内町五丁目
字赤柴　二八三三番一三地先無番地　一号及び百三十六号
二八三三番一二　二号、百三十号及び百三十二号